

世田谷区世田谷保健所長 あて

住所
氏名
生年月日
電話番号
被相続人との続柄

無店舗取次店営業者地位承継届(相続)

クリーニング業法第5条の3第2項の規定により、下記のとおり相続により無店舗取次店の営業者の地位を承継したので、届け出ます。

記

- 1 被相続人の氏名
- 2 被相続人の住所
- 3 相続開始の年月日
- 4 無店舗取次店の名称 電話番号
- 5 業務用車両の自動車登録番号又は車両番号
- 6 業務用車両の保管場所

添付書類

戸籍謄本又は法定相続情報一覧図の写し

相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により営業者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書

他に無店舗取次店を営んでいるときは、その名称、業務用車両の保管場所及び自動車登録番号又は車両番号、従事者数並びにクリーニング師の氏名を記載した書類